

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する『給付奨学生採用候補者』について、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、「機構」から示される人数の範囲内で該当者を選考し、「機構」に推薦するものとする。

I. 推薦者の対象となる者

この給付奨学生は、強い進学意識と進学後の学習意欲、社会に出てからの社会への貢献意欲が高いが、経済的に困窮して進学が難しい生徒を対象として国から給付されるものである。したがってその要件にあった生徒が対象となる。

1) 家計について

応募できる対象者は、以下のいずれかに該当する者。

- ① 生計を維持する者が、市町村民税所得割を課せられていないこと
(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること
(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 社会的養護を必要としている生徒で、以下の施設等（注）に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた、またはしていることが見込まれる場合を含む）

注）・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）

- ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第6条の4に規定する者）

2) 学齢について

対象者は、以下のいずれかに該当する者

- ①本校3学年に在籍する生徒
- ②本校卒業後2年以内の者（但し過去に大学等に入学したことがある者を除く）

3) 人物について

対象者は、以下の全てに該当する者

- ①学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が給付奨学生候補者として相応しい者
- ②進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある者

- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている者
- 4) 学力及び資質について

以下の①～③のいずれかに該当すること

①学力については、以下のいずれかに該当すること

ア：1年・2年における学習成績の評定平均値が4.3以上の者

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる者

②教科以外の学校活動で優秀な成績・成果を収めた者で、以下のア～ウのいずれかに該当し、且つ(i)か(ii)に該当する者

ア：課外活動(部活動を含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる者

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者

(i) 1年・2年における学習成績の評定平均値が3.5以上の者

(ii) 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に格段の努力が認められる者

③社会的養護を必要とする生徒については、以下のいずれかに該当すること

ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある者

イ：進学先での学習に対する意欲が認められる者

II. 推薦人数

推薦人数は、機構が本校に示す推薦枠内の範囲とする。

III. 給付奨学生採用候補者選考委員会と選考について

①給付奨学生採用候補者選考委員会の構成員は次のとおりとする

委員長 教頭

委員 第3学年主任 当該生徒の学級担任

事務長

②委員会で推薦を決定した生徒について、校長に報告し決裁を得ることとする

③選考の時期

「機構」から推薦依頼を受けてから開始し、締切日を考慮に入れて設定する。

④選考について

ア) 選考資料として提出を求めるもの

生徒⇒⇒大学・短期大学・専門学校等に進学し、進学後の人生設計について記した所定の用紙による自己推薦文

教科外活動での成果を証明できる物(賞状、新聞等の記事等)

保護者⇒⇒家計について、Iの①・②を証明できる物

施設長・里親⇒⇒家計について、Iの③について証明できる物
担任⇒⇒推薦者として応募してきた生徒の、1学年・2学年時の成績と
評定平均値、出席状況、学校生活（特別活動を含む）の状況、
担任所見を記した報告書

*既卒者については1学年から3学年までの成績と評定平均値、出席状況、学校生活の状況、担任所見とする

イ) 選考方法

選考資料と面談で行う

ウ) 障がいのある生徒に対する審査については、生徒の障がいや疾病の状態等を考慮する。

エ) 編入学・転入学生については、以前に在学していた高等学校等における学習成果や活動についても、その状況の把握に努め考慮に入れる。

オ) 推薦者決定後の資格喪失について

次に該当する場合は資格喪失となる。

a) 採用候補者となった生徒が次年度進学しない場合

b) 採用候補者となった生徒が、卒業までに有期以上の停学の懲戒を受けた場合

⑤選考の結果

応募者に対し、選考の結果を文書で通知する。

IVその他

採用候補者となった生徒が資格喪失した場合であっても、追加の推薦は行えない。

以 上

注)

この基準については、平成29年5月より実施し、平成30年度日本学生支援機構給付奨学生希望者の選考から適用する。